

令和5年度包括外部監査の意見への対応状況

【意見】（令和6年12月時点）

意見	対応内容	所管局
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.1 施設型給付費及び地域型保育給付費</p> <p>1.1.6 京都市における確認手続</p> <p>児童数の実在性確認方法の検討</p> <p>施設側が故意に「退園届」を提出しない等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携を取り、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>（報告書 48 ページ）</p>	<p>施設から実態と異なる申請が行われたことが判明した場合、その原因を検証し、様式の見直しや申請及び実績報告の依頼文等の中で注意喚起を図るなどの対応を行うことにより、施設による申請誤りを防止していく。</p> <p>また、原因を検証した結果、申請誤りが施設側の故意によるものであった場合、当該施設には厳正な対処を行ったうえで、他の施設に対して事案の概要等を周知するなど、同様の行為の抑止を図っていく。</p> <p>なお、施設側から実態と異なる申請が行われていないかどうかを確認するための仕組みについては、監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.2 保育士等処遇改善臨時特例事業</p> <p>1.2.6 個別検証</p> <p>保育士等処遇改善臨時特例事業における要件確認方法の検討</p> <p>当該臨時特例事業は令和4年9月で終了し、令和4年10月以降は、公定価格の処遇改善Ⅲの項目に引き継がれている。故に処遇改善Ⅲの審査にも影響を与えることになるが、処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>（報告書 53 ページ）</p>	<p>施設から実態と異なる申請が行われたことが判明した場合、その原因を検証し、様式の見直しや申請及び実績報告の依頼文等の中で注意喚起を図るなどの対応を行うことにより、施設による申請誤りを防止していく。</p> <p>また、原因を検証した結果、申請誤りが施設側の故意によるものであった場合、当該施設には厳正な対処を行ったうえで、他の施設に対して事案の概要等を周知するなど、同様の行為の抑止を図っていく。</p> <p>なお、施設側から実態と異なる申請が行われていないかどうかを確認するための仕組みについては、監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.3 公営保育所事業費</p> <p>1.3.2 監査結果</p> <p>計画的な修繕等の実施</p> <p>公営保育所は、建築後、相当年数経過している施設が出てきている。長期的な財政負担の軽減・平準化を行うためにも、計画的に修繕等を実施していくことが望まれる。</p> <p>（報告書 55 ページ）</p>	<p>京都市はぐくみプランにおいて、市営保育所の役割については不漸の検証を行うこととしており、今後、施設の老朽化の状況や本市の財政状況等を踏まえつつ、公としての役割の検証とあわせて計画的な修繕等の実施について検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.5 時間外保育事業</p> <p>1.5.5 個別検証</p> <p>時間外保育事業における利用実態の確認方法の検討</p> <p>施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>（報告書 63 ページ）</p>	<p>施設から実態と異なる申請が行われたことが判明した場合、その原因を検証し、様式の見直しや申請及び実績報告の依頼文等の中で注意喚起を図るなどの対応を行うことにより、施設による申請誤りを防止していく。</p> <p>また、原因を検証した結果、申請誤りが施設側の故意によるものであった場合、当該施設には厳正な対処を行ったうえで、他の施設に対して事案の概要等を周知するなど、同様の行為の抑止を図っていく。</p> <p>なお、施設側から実態と異なる申請が行われていないかどうかを確認するための仕組みについては、監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.6 一時預かり事業（一般型）</p> <p>1.6.5 給付実績</p> <p>一時預かり事業（一般型）の予想利用件数の把握</p> <p>一時預かり事業（一般型）の予想利用件数を把握する際には休日利用と休日以外利用とを区分してアンケート等を実施の上、需要に適合した対策を講じることが望まれる。</p> <p>（報告書 67 ページ）</p>	<p>今回のニーズ調査において、調査項目を見直したうえで、当該調査の結果を適切に検証し、需要に適合した予想利用件数の把握に努める。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.6 一時預かり事業（一般型）</p> <p>1.6.6 個別検証</p> <p>一時預かり事業（一般型）における利用実態の確認方法の検討</p> <p>施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>（報告書 68 ページ）</p>	<p>施設から実態と異なる申請が行われたことが判明した場合、その原因を検証し、様式の見直しや申請及び実績報告の依頼文等の中で注意喚起を図るなどの対応を行うことにより、施設による申請誤りを防止していく。</p> <p>また、原因を検証した結果、申請誤りが施設側の故意によるものであった場合、当該施設には厳正な対処を行ったうえで、他の施設に対して事案の概要等を周知するなど、同様の行為の抑止を図っていく。</p> <p>なお、施設側から実態と異なる申請が行われていないかどうかを確認するための仕組みについては、監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.7 一時預かり事業（幼稚園型）</p> <p>1.7.5 個別検証</p> <p>一時預かり事業（幼稚園型）における利用実態の確認方法の検討</p> <p>施設から利用実態のない申請が行われていないか等の視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>（報告書 72 ページ）</p>	<p>施設から実態と異なる申請が行われたことが判明した場合、その原因を検証し、様式の見直しや申請及び実績報告の依頼文等の中で注意喚起を図るなどの対応を行うことにより、施設による申請誤りを防止していく。</p> <p>また、原因を検証した結果、申請誤りが施設側の故意によるものであった場合、当該施設には厳正な対処を行ったうえで、他の施設に対して事案の概要等を周知するなど、同様の行為の抑止を図っていく。</p> <p>なお、施設側から実態と異なる申請が行われていないかどうかを確認するための仕組みについては、監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.8 病児・病後児保育事業</p> <p>1.8.3 支払実績</p> <p>利用者数の少ない病児・病後児保育実施施設との協議</p> <p>病児・病後児保育施設の利用者数が少ない原因が施設の利用のしがたさにあるのであれば、年度途中でも実施施設と原因解消に向けた対策を講じ、原因解消が難しいようであれば委託先の変更も含めて検討することが望まれる。</p> <p>（報告書 76 ページ）</p>	<p>令和4年度に年間延利用児童数の少なかった施設Iについて、以下の対応を実施した(施設Cについては、令和4年度末で委託終了)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年11月10日、施設Iと同一区にある全保育施設に対して、同施設のリーフレットを送付し、保護者周知を依頼した。 令和6年6月7日、施設Iを訪問し、包括外部監査の結果等を説明し、利用者数が少ない要因を聴取し、利用者増に向けた取組を実施するよう依頼した。同施設からは「利用者増に向けて、速やかに周辺施設を訪問し、周知協力をお願いする」と説明があった。なお、同施設においては、令和5年10月及び令和6年4月に新たに職員を雇用し、より安定的に受け入れができる体制を整備されている。 <p>今後、施設周知後の実績推移を注視するとともに、必要に応じて、利用者増に向けた施設の取組を支援していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>1 幼保総合支援室</p> <p>1.10 保育料徴収対策</p> <p>1.10.2 滞納状況</p> <p>保育料滞納者への効果的・効率的な対応方法の検討</p> <p>保育料の滞納者対応に相当な手間がかかっていることから、例えば、保育料を期限内に納付していない場合には児童手当からの特別徴収を実施するなどして収入未済額の発生件数自体を低減させる対策等、業務量の軽減策を検討することが望まれる。</p> <p>（報告書 83 ページ）</p>	<p>児童手当法第22条において、児童手当の支払をする際に、滞納されている保育料について徴収できると規定されており、支給された児童手当からの特別徴収も検討しているものの、滞納が継続している世帯においては、収入が少なく資金繰りが厳しいケースが多いことから、特別徴収により安定的に徴収可能なケースは少ない。</p> <p>一方で、過去には支払能力がない滞納者から極端に分割額が少ない分納誓約を徴収するなど、必要以上に不納欠損を避けていた経過があるが、現在ではこういった対応は行わず、適切な徴収対策は行ったうえで、時効を迎えた債権については積極的に不納欠損を行うことで債務整理を行っている。今後も現年度分保育料の徴収率を高水準で保ちつつ債務整理を行うことで、現在の徴収対策業務において比重の大きい滞納分の徴収に係る業務量を軽減していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.1 児童館（一元化）運営費、児童館（単独）運営費、学童保育所運営費</p> <p>2.1.3 委託契約の概要</p> <p>2.1.3.2 民設の施設の業務委託契約</p> <p>民設一元化児童館・単独児童館・学童保育所事業の委託先の募集方法</p> <p>随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。</p> <p>随意契約の理由を再検討した上で、理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、プロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。</p> <p>（報告書 114 ページ）</p>	<p>再検討の結果、契約の相手方は、これまでの児童館の運営における実績に鑑みても、地域における子育て支援及び児童の健全育成に対して深い理解・専門的知識・技術を有している団体であり、現在の立地条件において、児童館等の施設を所有している団体は、他に存在しないことから、随意契約の理由は十分であると判断した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.1 児童館（一元化）運営費、児童館（単独）運営費、学童保育所運営費</p> <p>2.1.4 学童クラブ事業の設備及び運営基準</p> <p>2.1.4.2 面積基準</p> <p>募集要項における専用区画の面積基準に関する記載内容</p> <p>公設児童館の指定管理者の募集要項では、「専用区画の面積基準を満たさなくなった場合、施設外に事業の実施場所を確保し、施設外クラスとして運営を実施していただくことがあります。」となっており、協定書の「施設外クラスとして運営することとする」と記載内容が異なる。</p> <p>現状の募集要項の記載内容では、施設外に事業の実施場所を確保しない場合があるとの誤解を招くおそれがあるため、募集要項においても、施設外クラスとして運営する必要がある旨の趣旨が伝わる記載内容とすることが望まれる。</p> <p>（報告書 118 ページ）</p>	<p>令和6年度から、募集要項の文言を協定書に合わせた。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.1 児童館（一元化）運営費、児童館（単独）運営費、学童保育所運営費</p> <p>2.1.4 学童クラブ事業の設備及び運営基準</p> <p>2.1.4.4 児童の数</p> <p>学童クラブ事業の面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法の周知</p> <p>面積基準及び職員配置基準は重要な基準であり、応募の可否の判断において重要な内容である。よって、募集要項に面積基準と職員配置基準の具体的な算定方法を掲載することが望まれる。</p> <p>また、民設の学童クラブ事業の運営者にとっても面積基準と職員配置基準は運営上重要な基準であるため、運営者には広く周知することが望まれる。</p> <p>（報告書 121 ページ）</p>	<p>面積基準及び職員配置基準の具体的な算定については、本市が行うべきものであり、事業者からも要請がないことから、現時点では具体的な算定方法を掲載する必要性を感じていないが、事業者からの要請があれば、適宜、提供を行っている。</p> <p>なお、現行、委託又は補助により本市学童クラブ事業を実施している運営者に対しては、面積基準及び必要となる職員配置基準等について、令和5年度から広く周知を行っている。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.2 放課後ほっと広場事業</p> <p>2.2.3 契約相手の選定方法</p> <p>放課後ほっと広場事業の委託先の募集方法</p> <p>随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎず、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。</p> <p>随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、放課後ほっと広場事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。</p> <p>（報告書 126 ページ）</p>	<p>再検討の結果、契約の相手方は、昼間留守家庭児童の健全育成を図ることを目的に設立された団体であり、児童の健全育成に対して深い理解・知識を持ち、地域の関係機関との関係構築の実績も有している。また、現在は、公設学童保育所の指定管理者として8か所の学童保育所を運営しており、現行の契約内容につき、8か所全ての放課後ほっと広場事業を統括的に実施するという条件を満たす団体は現在の契約の相手方以外に存在しないため、随意契約の理由は十分であると判断した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.4 学童クラブ障害児対策</p> <p>2.4.1 事業概要</p> <p>2.4.1.3 介助者派遣利用対象施設</p> <p>障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の利用対象</p> <p>学童クラブ事業において障害のある児童を受入れるにあたり児童館等への介助者を派遣する介助者派遣事業は、非常にニーズの高い事業であるが、地域学童クラブの運営団体は利用対象外である。地域学童クラブの運営団体は、児童館等による学童クラブ事業を実施していない地域である等必要性が認められるため補助金の交付が認められていることを踏まえ、公平性の観点から同事業の利用対象に地域学童クラブの運営団体を含めることが望まれる。</p> <p>(報告書 134 ページ)</p>	<p>障害のある子どもが安心・安全な環境で過ごせる居場所として、また、ノーマライゼーションの理念とインクルージョンの考えに基づく学童クラブ運営を推進すべく、地域学童クラブを含む学童クラブ事業における障害のある児童の受入れ体制・環境の整備について、引続き多角的に検討を行っていく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.4 学童クラブ障害児対策</p> <p>2.4.2 委託契約の概要</p> <p>2.4.2.2 契約相手の選定方法</p> <p>障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業の委託先の募集方法</p> <p>随意契約はあくまで例外的に認められたものに過ぎないことを踏まえ、随意契約を継続している現状では、現在の契約相手のみが、契約相手として最も望ましいかどうか客観性を担保できない。</p> <p>随意契約の理由を再検討した上で理由が不十分な場合には、契約の透明性を確保するため、障害のある児童の統合育成対策介助者派遣事業に関しプロポーザル方式による公募等による委託先の募集方法を検討することが望まれる。</p> <p>(報告書 135 ページ)</p>	<p>再検討の結果、契約の相手方は、児童館等において、障害のある児童の受け入れを円滑に行えるよう、各施設への巡回指導及び助言、「配慮を要する児童の対応」などをテーマにした職員研修の実施等に取り組んでおり、過去の実績及び取組内容から、円滑かつ、適切に事業を実施できる団体は、契約の相手方以外に存在しないため、随意契約の理由は十分であると判断した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>児童館学童連盟補助金要綱の対象業務の内容</p> <p>児童館学童連盟補助金要綱の補助金対象業務のうち「市内各児童館・学童クラブの連絡調整等の連盟が担っている事務の統括」という内容は、どのような業務内容を指しているのか解釈の余地が生じやすい。客観的に判断しやすいよう、より具体的な内容に改めることが望まれる。</p> <p>(報告書 140 ページ)</p>	<p>令和6年度から、要綱の対象業務に、市内児童館・学童保育所に関する業務として、「児童館及び学童クラブの運営に係る巡回指導、助言」「児童館事業等に関する共通課題、個別課題への協議」「学校や地域団体を含めた関係機関との連絡調整」「健全育成事業の啓発、普及に向けた広報活動」「大学と連携した学習支援事業」「その他、児童館・学童クラブ事業に係る事務の統括」を明記し、客観的に判断しやすいよう、より具体的な内容に改めた。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.1 事業概要</p> <p>2.5.1.2 児童館学童連盟補助金の概要</p> <p>児童館人材マッチングセンター運営に対する補助金</p> <p>令和4年度の児童館人材マッチングセンター事業による採用者は2名である。当該事業を数値的に振り返り、補助金等の交付の有効性及び効率性を検証するために、評価期限と評価指標を定めることが望まれる。</p> <p>(報告書 142 ページ)</p>	<p>補助金等の交付の有効性及び効率性を検証するための評価期限と評価指標の設定を含め、児童館・学童クラブ事業における人材確保に当たり効果的な方策について、引続き検討を行っていく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.5 児童館学童連盟助成</p> <p>2.5.2 京都市による確認手続</p> <p>児童館学童連盟補助金に関する追加資料や実地調査の検討</p> <p>申請のあった補助金対象経費が、真に対象経費かどうか確認するため、申請のあった経費の明細や給与台帳等の根拠資料の提出を求め内容を確認し、必要な場合には実地調査により会計帳簿や証憑の閲覧を実施することが望まれる。</p> <p>(報告書 142 ページ)</p>	<p>意見の趣旨については、京都市児童館学童連盟からも理解を得ており、繁忙時期を避けるなど、本市及び連盟双方の事務負担を考慮し、実地調査の具体的実施を検討する。</p> <p>なお、実地調査に当たっては、会計帳簿等の財務関係帳票の閲覧が必要となることから、事業担当と監査担当で連携のうえ、令和6年10月に調査を実施した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.6 放課後児童支援員等の処遇改善</p> <p>2.6.2 京都市による確認手続</p> <p>放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金事業における要件確認方法の検討</p> <p>処遇改善の実態がないにもかかわらず申請が行われていないかという視点での検証が十分に行われているか、社会福祉法人等の指導監督事業を扱うはぐくみ創造推進室と連携をとり、必要十分な検証が行える仕組みを構築することが望まれる。</p> <p>(報告書 145 ページ)</p>	<p>事業担当と監査担当で連携のうえ、令和6年度の児童館監査から、放課後児童支援員等処遇改善事業補助金の使途や実施状況等を確認するように改め、当該項目に係る確認を行っている。</p> <p>令和6年7月以降の児童館等実地監査において、当該項目の確認を実施した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.7 放課後まなび教室</p> <p>2.7.2 登録児童数等</p> <p>放課後まなび教室の実施日の充実</p> <p>実施日数の少ない放課後まなび教室については、その要因を分析し、スタッフが少ないことによる場合には、その地域を中心にチラシの配架にとどまらず説明会を実施する等、スタッフの募集を強化し、さらなる放課後まなび教室の実施日の充実が望まれる。</p> <p>(報告書 150 ページ)</p>	<p>実施日数の少ない放課後まなび教室については、地域の実情に応じた対応策の検討が必要なことから、各地域を担当する放課後まなび・はぐくみ支援員等から各教室の運営体制やスタッフの充足状況などを聞き取り、教育委員会と連携しながら、実施日数の少ない教室の解消に取り組むこととした。</p> <p>また、これまでの周知先に加え、市関係施設や市内大学等、募集チラシ配布先の拡大やボランティア公募サイトへの掲載により、スタッフ募集を強化する。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.9 青少年活動センター</p> <p>2.9.1 事業概要</p> <p>2.9.1.1 施設の概要</p> <p>南青少年活動センターの老朽化対策</p> <p>南青少年活動センターの施設は、昭和43年に開設され、築55年と老朽化が進んでいるが、施設の老朽化に対する具体的な方策及びスケジュールについて、現時点では未定である。今後の改修等について検討することが望まれる。</p> <p>(報告書 156 ページ)</p>	<p>南青少年活動センターについては、地域づくりの拠点である南区総合庁舎の動向も踏まえて検討を進める必要があるため、南区総合庁舎の整備の動向を注視しつつ、検討する。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>2 育成推進課</p> <p>2.9 青少年活動センター</p> <p>2.9.2 事業実績状況</p> <p>2.9.2.3 施設別稼働率の状況</p> <p>青少年活動センターの貸館事業の周知</p> <p>音楽スタジオ等一部の施設は稼働率が低調なものもある。京都市としても、自ら情報発信を行う、また青少年活動センター自ら周知活動を強化するような施策を実施することが望まれる。</p> <p>(報告書 163 ページ)</p>	<p>これまで市民しんぶんや各青少年活動センターのSNS等で周知を行ってきたが、これらに加え、市の公式SNSの積極的な活用により広報活動を強化する。</p> <p>なお、青少年活動センターの指定管理者である京都市ユースサービス協会において、HPのリニューアルを実施した(令和6年10月)。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 子ども家庭支援課</p> <p>3.6 不妊治療費助成(国基準)</p> <p>3.6.4 支給事務手続の検討</p> <p>3.6.4.1 支給事務手順</p> <p>不妊治療費助成に係る支給認定事務手続の文書化</p> <p>不妊治療費助成に係る支給認定事務手続は、手順についてマニュアル等により文書化されていない。</p> <p>不妊治療費助成に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。</p> <p>(報告書 191 ページ)</p>	<p>不妊治療費助成に係る支給認定事務手続について、担当者マニュアルを策定した(令和6年4月)。また、支給認定事務以外にも、年間スケジュールや日常業務についても記載した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 子ども家庭支援課</p> <p>3.11 民営児童福祉施設措置費</p> <p>3.11.4 支給事務手続の検討</p> <p>3.11.4.2 支給認定事務の検討</p> <p>民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続の文書化</p> <p>はぐくみ局では、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務手続は、一定の手順は確立されているが、当該手順についてマニュアル等により文書化されていない。</p> <p>事務手続に関してマニュアル等により文書化されていないと、手続が属人的となり、担当者の業務の習熟度や解釈の仕方、担当者自体の変更により手順や確認事項が重複又は脱漏する可能性がある。</p> <p>従って、民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務に係る手順や確認事項を文書化し、事務手続が属人的にならず、正確かつ効率的に実施できるようにすることが望まれる。</p> <p>(報告書 210 ページ)</p>	<p>民営児童福祉施設措置費に係る支給認定事務について、担当者マニュアルを作成した(令和6年4月)。また、支給認定事務以外にも、年間スケジュールや日常業務についても記載した。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>									
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>3 子ども家庭支援課</p> <p>3.17 母子父子寡婦福祉資金貸付事業</p> <p>3.17.4 個別検証</p> <p>弁護士への債権回収委託の積極的な推進</p> <p>効果的・効率的な債権回収のために、ある程度滞納が継続した債権は法的な専門家である弁護士への委託をさらに積極的に推進することを検討することが望まれる。</p> <p>(報告書 235 ページ)</p>	<p>令和6年度の委託債権数及び債権額を以下のとおり増加させた。今後も、本市職員のみでは対応が困難な債権については、積極的に弁護士への債権回収委託を推進していく。</p> <table border="1" data-bbox="1094 1012 1766 1151"> <thead> <tr> <th></th> <th>R5 年度</th> <th>R6 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託件数</td> <td>806 件</td> <td>846 件</td> </tr> <tr> <td>債権額</td> <td>452,668,117 円</td> <td>491,380,617 円</td> </tr> </tbody> </table>		R5 年度	R6 年度	委託件数	806 件	846 件	債権額	452,668,117 円	491,380,617 円	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
	R5 年度	R6 年度									
委託件数	806 件	846 件									
債権額	452,668,117 円	491,380,617 円									
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>4 子育て支援総合センターこどもみらい館</p> <p>4.1 事業概要</p> <p>4.1.1 施設概要</p> <p>4.1.1.2 駐車場の概要</p> <p>こどもみらい館の駐車料金</p> <p>こどもみらい館の駐車場利用料金について、当館利用か一般利用かの区別をしたうえで、一般利用については、民業を圧迫しないよう、近隣の民間コインパーキングの相場よりも安い利用料金単価の状況を改善することが望まれる。</p> <p>また、駐車場の利用料金に関し当館利用か一般利用かの区別をする場合には、駐車券発行時の当館利用者の確認方法についても工夫することが望まれる。</p> <p>(報告書 239 ページ)</p>	<p>意見の趣旨を念頭に、駐車場の管理運営手法の1つとして、区役所等で近年導入されている民間企業への委託の可能性について検証作業を進めており、その結果とコスト等を比較検討したうえで、駐車場利用料金の改定を進めていく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>									
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>5 児童福祉センター</p> <p>5.2 委託契約</p> <p>児童福祉センター診療所医事業務の発注方式</p> <p>「児童福祉センター診療所医事業務」は、プロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めている仕様を委託する契約であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。</p> <p>応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法にすることが望まれる。</p> <p>(報告書 254 ページ)</p>	<p>令和6年度から参加希望型指名競争入札により、契約の相手方を決定することとした(令和6年度分については、令和6年3月29日に契約締結決定)。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>									

<p>第3 外部監査の結果</p> <p>6 桃陽病院</p> <p>6.3 委託契約</p> <p>桃陽病院医事業務の発注方式</p> <p>「桃陽病院医事業務」はプロポーザル方式により業者を選定しているが、詳細な業務内容について定めた仕様を委託する契約内容であり、契約の相手方によって履行の内容又は方法が異なるため、仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難な業務とまでは言い難い。</p> <p>応募者・選定者ともに一定の負担の掛かるプロポーザル方式によらない発注方法にすることが望まれる。</p> <p>(報告書 262 ページ)</p>	<p>令和6年度から参加希望型指名競争入札により、契約の相手方を決定することとした(令和6年度分については、令和6年3月29日に契約締結決定)。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>6 桃陽病院</p> <p>6.4 桃陽病院の在り方の検討</p> <p>桃陽病院の在り方の検討</p> <p>現状、桃陽病院については、建物の老朽化が進んでおり、入院患者数の減少により経営状態が悪化している。</p> <p>「事業内容等経営状態の改善施策とあわせて改修や建て替え工事をする」、「他の医療機関に併合する」、或いは「京都市の財政状況を踏まえ他の選択肢をとる」等、桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交え早期に検討を開始することが望まれる。</p> <p>(報告書 263 ページ)</p>	<p>桃陽病院の今後の在り方について、専門家も交えた検討も含め、取組を進めている。</p> <p>入院患者数の減少による経営状態の悪化を踏まえ、当面は入院患者の確保を、中・長期的には監査意見を踏まえた具体的な取組の検討を、それぞれ進めていく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>
<p>第3 外部監査の結果</p> <p>7 はぐくみ創造推進室</p> <p>7.2 指導監査実施結果</p> <p>検証項目に関する各担当課との連携</p> <p>利用実態のない申請が行われていないか等の視点で、はぐくみ局全体として必要十分な検証が行われる仕組みを構築するために各担当課と連携して対応を図ることが望まれる。</p> <p>(報告書 268 ページ)</p>	<p>補助金や給付費等の支出について、事業スキームや監査体制の状況も踏まえながら、事業担当と監査担当の連携も含め対応を検討していく。</p>	<p>子ども若者はぐくみ局</p>